

工事に係る業務委託契約における最低制限価格取扱要綱

(平成28年3月31日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき設定する価格をいう。
- (2) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (3) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱は、競争入札により予定価格200万円以上特例政令適用基準額未満の、次に掲げる工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合について適用する。

- (1) 測量業務
- (2) 建築設計業務
- (3) 土木設計業務
- (4) 地質調査業務

(入札参加者への周知)

第4条 前条の場合においては、当該契約に係る仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号）第5条に規定する一般競争入札の公告を実施する場合にあっては当該公告に、施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を実施する場合にあっては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第5条 最低制限価格は、当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第1号にあってはアからウ）に定める額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額（以下「算定基礎額」という。）とする。ただし、算定基礎額が、当該各号のオ（第1号にあってはエ）に定める額を超える場合にあっては当該各号のオ（第1号にあってはエ）に定める額とし、当該各号のカ（第1号にあってはオ）に定める額に満たない場合にあっては当該各号のカ（第1号にあってはオ）に定める額（いずれも、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費
- イ 測量調査費
- ウ 諸経費に 100 分の 50 を乗じた額
- エ 当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に 100 分の 82 を乗じた額
- オ 予定価格（税抜き）に 100 分の 60 を乗じた額

(2) 建築設計業務

- ア 直接人件費
- イ 特別経費
- ウ 技術料等経費に 100 分の 60 を乗じた額
- エ 諸経費に 100 分の 60 を乗じた額
- オ 予定価格（税抜き）に 100 分の 81 を乗じた額
- カ 予定価格（税抜き）に 100 分の 60 を乗じた額

(3) 土木設計業務

- ア 直接人件費
- イ 直接経費
- ウ その他原価に 100 分の 90 を乗じた額
- エ 一般管理費等に 100 分の 50 を乗じた額
- オ 予定価格（税抜き）に 100 分の 81 を乗じた額
- カ 予定価格（税抜き）に 100 分の 60 を乗じた額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費
- イ 間接調査費に 100 分の 90 を乗じた額
- ウ 解析等調査業務費に 100 分の 80 を乗じた額
- エ 諸経費に 100 分の 50 を乗じた額
- オ 予定価格（税抜き）に 100 分の 85 を乗じた額
- カ 予定価格（税抜き）に 3 分の 2 を乗じた額

- 2 当該契約が前項各号に掲げる複数の業務区分から成る場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、その契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき前項各号に掲げる各業務区分ごとに算出した算定基礎額（ただし、算定基礎額が、前項各号のオ（第 1 号にあつてはエ）に定める額を超える場合にあつては前項各号のオ（第 1 号にあつてはエ）に定める額とし、前項各号のカ（第 1 号にあつてはオ）に定める額に満たない場合にあつては前項各号のカ（第 1 号にあつてはオ）に定める額（いずれも、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額））の合計額とする。

（入札の執行）

第 6 条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げ

るものとする。

- 2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札を行うものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。
- 3 前項の場合において、落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後のこの要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月6日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後のこの要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年9月29日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、令和7年10月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後のこの要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。